



特定非営利活動法人長崎被害者支援センター

ニュースレター

平成 16 年 12 月 vol.2

理事長挨拶

塩 飽 志 郎

日頃、長崎被害者支援センターに対し、物心に亘たるご支援をいただき、感謝申し上げます。さて皆さん、10月3日は「犯罪被害者支援の日」であることを、ご存じですか。

平成3年10月3日、犯罪被害者等給付金支給法制定10周年を記念するシンポジウムが、東京で行われました。その席上、飲酒運転のひき逃げ事故で18歳のご子息を失くした母親から「日本では被害者を救う道がありません。それを作って欲しいのです」と悲痛な訴えがなされました。これを契機として、警察が動きました。いろいろな法制度の整備がなされました。民間の被害者支援の活動が高まりました。その契機となった10月3日が、犯罪被害者支援の日として制定されたのです。

今年の10月3日も、全国でいろいろな催しがなされました。我が長崎被害者支援センターでは、ホテルニュー長崎において、講演会を開きました。予定の200名を超える方々に参加いただき、盛会裡に終えることができました。開催にあたり特にお力添えいただいた長崎県警察本部に、心からお礼申し上げます。

講演会には、3人の犯罪被害者にお越しいただき、お話を耳を傾けました。

①交通事故で24歳のご長男を失くした父親、②保健師として工作中、精神障害者からナイフで切りつけられ重傷を負った女性、③少年9人による集団暴行に因り、15歳のご子息の命を奪われた母親の、苦しい体験談でした。

お話を聴いて、犯罪被害には、誰でもいつどこでも遭わないとは限らないこと、被害に遭ったその日から、一家の人生が一変してしまうこと、その苦痛は当の本人でないと分からない、想像を絶するものであること、いくら年月を経てもその苦しみから容易に抜けられるものでないこと……を感じました。

勇気をもって辛い体験をお話いただいた3人の講演者に、敬意を表します。

お話の内容をしっかりと受けとめ、そして忘れないようにして、今後の被害者支援活動に励みたいと思います。

10月3日は「犯罪被害者支援の日」です

特定非営利活動法人長崎被害者支援センターでは、平成16年10月3日13時30分より、長崎駅前にある「ホテルニュー長崎」地下1階「海鳳の間」において、次の通り「記念講演会」を開催しました。

講演会のプログラムは次の通りです。

- 1 理事長挨拶：長崎被害者支援センター理事長 塩飽志郎
- 2 来賓ご挨拶：長崎県被害者支援連絡協議会会長 深草雅利 氏
- 3 講演
 - (1) 交通犯罪被害者の遺族による講演：講師 大村満治 氏
 - (2) 精神障害者の犯罪の被害者による講演：講師 杉浦純子 氏
 - (3) 少年犯罪被害者の遺族による講演：講師 飯島京子 氏
- 4 副理事長挨拶：長崎被害者支援センター副理事長 太田保之
(当日欠席のため、長崎被害者支援センター正会員の大塚俊弘が代読)
長崎被害者支援センター副理事長 山本泰子

講師の先生は、NPO法人犯罪被害者支援の会 a p p u i (アピュイ) の 飯島京子氏、杉浦純子氏、大村満治氏の3名でした。



大村 満治氏



杉浦 純子氏



飯島 京子氏



チラシ配布風景

犯罪被害者にとって修復的司法とは何か
(appuiによせて)

特定非営利活動法人長崎被害者支援センター
事務局長 弁護士 河 井 耕 治

1 忍従の美德

我が国では、まだまだ、忍従を美德とする過去の精神風土が、亡霊のように生き残っているのでは、と感じたことはありませんか。耐え忍ぶことを忘れた現代の日本人は、ある人がとても耐えられないようなつらい思い、苦しい思いをしておられて、そのような思いをしなければならぬ何の責任もないのに、その人がそのことを我慢できないことに、我慢ならないのです。そんなとき、「黙って耐えていれば、みんな同情してくれるのに。いろいろ言うから、かえって反発を受けるんだよね。気をつけたほうが良い。」なんて、しょうもない助言。

我が国では、犯罪被害者の存在は、長い間忘れ去られてきました（いまさら私がいうことでもありませんが）。耐え忍ぶことを美德とする我が国の精神風土の中で、みずから耐え忍ぶことを忘れてしまった人たちに限って、他人に対しては、耐え忍ぶことを、強制します（暗黙のうちに、あるいは、無意識のうちに）。じっと黙って我慢してきた、耐え忍んできた、そんな人たちが、我が国の犯罪被害者のほとんど全員であったにもかかわらず、です。

2 もう一つの幻想

もう一つ、「忍従の美德」の親戚があります。「許しを与えること」を美德とする精神風土です。被害を受けた人は、被害を与えた人を許すのが美德だとされています。こちらは、かなり危険な様相を呈しています。

私が子どものころ、桃太郎は、鬼ヶ島で鬼退治をして、金銀財宝を奪い返して、かえってきて、おじいさんおばあさんは大喜び、でハッピーエンドでした。

今どきの桃太郎は違います。桃太郎が鬼ヶ島で鬼退治をしますと、鬼が桃太郎と3人（3匹？）の家来に謝ります。ごめんなさい、もうしません、どうか許してください、と。桃太郎は、ちゃんと謝ったんだから、許してあげましょーと言って、帰ってきます。

いじめを受けた子どもに、いじめた子があやまったから、許してあげなさい、と教育するのが現代日本の教育です。レイプされた女の子に、男が謝っているから、許してあげなさい、というのが現代日本の教育です。許すことによって、人間関係が修復される、そんな幻想。加害者にとっては、実は、とても居心地のいい場所かもしれません。口先だけでも、謝っておけば、いいのさ！許さないあいつが悪いんだ。それで、心の中の罪悪感の整理整頓は終わりです。あとは、すっきりした気分です。「更正」して普通に社会の中で生きていけばいい。社会復帰こそ、現代の更生保護の最大の目標です。

3 心の殺人

いじめ、集団暴行、性的暴行、これらの犯罪は、たとえ命を奪わなかった結果に終わったとしても、被害者の心を殺す、心の殺人です。最近の精神医学の世界では、このような被害を継続的に受けている子どもが、無力感を無意識のうちに学習してしまい、抵抗することも、泣き叫ぶことも、許しを請うて情けをかけてもらおうとすることすらも、できなくなる、全くの無反応になってしまう、そんな症例がたくさん報告されているそうです。子どもだけではなく、大人だって同じことです。被虐待児専門病棟のある精神保健指定医が言いました。先生たちは、すぐに仲直りをさせようとしたがる。仲直りしなきゃいけないのに、できない、そんな心の葛藤で、ますます落ち込んでいく、学校にも行けなくなってしまう、そんな子がいることを、全然分かってない。ま、この場合も、散々いじめて、いじめまくって、最後にごめんなさいと頭を下げたほうの勝ちです。被害児童の方は、そう簡単には立ち直れませんし、そう簡単には許してあげていいと言う気持ちになることはできません。

4 修復的司法

修復的司法と言う言葉は、日本では、特に重大事件においてしきりに喧伝されています。関係を修復してくれといわれても、失われた性の尊厳は修復されません。修復してくれといわれても、悪質な飲酒運転の交通事故で殺された歩行者は帰ってはきません。修復してくれといわれても、サリンを吸わされて殺された人は帰ってはきません。サリンに家族を殺され、自分も体調を壊し、犯罪者扱いされ、そんな人に、修復してください等と、軽々しく言えるのでしょうか？

弁護士の多くは、刑事弁護に携わってきています。司法研修所では、刑事弁護は必修科目です。かなり熱心に被疑者・被告人の「人権」を「擁護」するために命を懸けてきた、そんな弁護士が教官で、必修科目をびしばし仕込みます。不合格だと、司法修習を終了できませんので、修習生は皆一生懸命勉強します。被害者支援？姿も形もありません。

刑事弁護人は、被害者が許してくれることが何より重要です。刑が軽くなるからです。刑が軽くなるかどうかでことと、被害者に許しを強制して被害者をさらに傷つけていいかってことと、どっちが大事ですか？弁護士とすれ違ったら質問してみましょう。きょとん、とした顔をして、被害者は許すことが当たり前で、許さない人が困った人だよ、というでしょう。修復的司法と言う甘い響きの言葉は、刑事弁護人にとって、とても都合のいい言葉なのです。

被害者にとってはどうでしょうか。あなたが、子どもをさらわれて、ビルの屋上からその子を突き落とされて失ったお父さんだったとします。許しを与えることをみんなが望んでいるとします。でも、そんな簡単に許せるような気持ちになれるのでしょうか？そんなものではないでしょう。でも、表面的には許しているようなふりをさせられ続けるとしたら？そんなつらいことがあるのでしょうか。

5 時間とともに？

時間とともに、被害者の被害感情と言うのはいやされていくものだ、これまた根拠のない幻想ですが、こんなものもあります。これも被害者の心を二重三重に傷つけていきます。10年経ちました、もう忘れました。いえいえ、忘れたふりをしているだけです。そうしなければ世間と折り合いをつけて歩いていけない世間にいれば、そうせざるを得ません。20年経ちました、30年経ちました、あのことは決して忘れませんし許すことがどうしてもできません、家族にもそんな気持ちを聞いてもらうことすらできません、そんな性的暴行の被害女性も（実は、男性も）います。きっと、たくさん。

6 許しは悪か？

許しは悪か？そうではありません。被害者が本当の意味でこの人を許そうと言う気持ちになれたとき、それが一時的な揺れ動きではなくて、もっと安定した心理状態でそうなれたとき、それは幸せなことかもしれません。軽微な財産犯（たとえば、万引き。）で、被害弁償も速やかであって、少年と親が早期にきちんと謝りに来て、その後その子も本当に立ち直って、その子や親の姿を見たとき、被害者もその子を許そうと言う気になるかもしれません。そのような領域では、修復には大きな意義があるのでしょうか。

7 許しを与えることを強制しないで。押し付けしないでください。

許しを与えることを強制されたとき、押し付けられたとき、被害者にとってこれ以上の二次被害はありません。本当の意味で自発的に、許すか許さないか、全くの自由。無理して許しますと言わなくて良いんだ、と安心して考えられるようになるには、それなりのところまで回復していないと、そうは行かないと思うのです。

ここで言う回復と言うのは、被害を受けた精神的ショックを克服するということではありません。それはそんなに簡単に克服できるものではないからです。ただ、適切な助言やサポートがあれば、そんなショックとも程々に何とか折り合いをつけながら、なんとかかかんとか、通常の生活をしていくのに支障がない程度にいろんなことをちゃんと自分で判断していける、そんな能力を回復していくことは、できるのだ、とある女性の精神科医から教えてもらいました。回復とは、そういうことなのだろうと思っています。

8 被害者にとって修復的司法とは何か

日本の司法はかなり以前から修復的司法だと思います。なにせ、許すことが美德で、許さないのはよくないこと、って言うのが支配的な価値観ですから。殺人無期懲役囚の仮出獄に際しては、かなり以前から、被害者遺族に意見を聞いてから仮出獄を決める、そんな手続が取られています。法務省から、仮出獄させようと思うんだけど、どうですか、といわれて、いやです、絶対そんなことしないでください、っていうだけの勇気がどこにあるのでしょうか。15年経ったから、20年経ったから、被害感情も癒されて来たでしょう？といわれて、いいえ、全然当時のままです、あの日から、私たち家族の心の中の時計は凍りついてしまって止まったままです、と、素直に言える勇気のある人が、どれだけいるのでしょうか。

少年時代に殺人、少年院を出てから成人後また殺人、そんな事件が我が子どもの時長崎県内でありました。殺人無期懲役囚・仮出獄中、そんな人物が自宅に押し入って来て、奥さんを殺され、法廷で大うそを言われ、何も反論できなかった、という人もいます。

本当の意味での謝罪はとても価値のあるものでしょう。その一方で安易な「修復」がどれだけの危険をもっているか、取り返しのつかない再被害を生じてしまうのか。

許しを与えるかどうか、それは、とても個人的な、プライベートなことです。弁護士会とか、あるいは、法務局とか、そんなところで制度を作って、制度的に関係修復をやりますと言われてもねえ。制度の枠に乗っけること自体がどれだけ被害者の心に負担を与えるのか、考えてもらいたいものです。

9 被害者の気持ち

私もここでおわびしなければならないことがあります。私は弁護士であって、被害者ではありません。被害者の皆さんの気持ちを、何でも分かっているかのようなことを、偉そうに書いたりしてはいけません。私にとって、それは、永遠に手の届かないところにある理想のようなものかもしれません。手が届かないからと言って、近づいていこうとすることは、やめたくないと言うだけです。

10 いま、大切なこと。

いま、大切なことは、修復ではありません。許すかどうかは、個人的なことですから、他人（弁護士とか）がどうこういうべきことではありません。いま、大切なことは、許すかどうかは本当の意味で被害者の自由なのだから、許したくないと思ってしまうあなたは一つも悪くないのだと、ちゃんと伝えていくことだと思うのです。

それから、もう一つ、いま、大切なこと。子供たちによる、大人顔負けの凶悪犯罪があります。大人たちにも、子供たちにも、責任があると思うのです。責任と言うのは、被害者の人たちの声に耳を傾けること。被害者の思いや環境やいまおかれた状態をちゃんと理解しようとし続けること。そんな人が一人でも増えるように、話をしていくこと。被害者の現状を知ってもらわなければ、悲しい事件は減りません。命を大切にするようにと子どもに教えても、大切さを実感させる機会がどこにあるのかってところを忘れては意味がありません。君が誰かの命を奪うことで、その人の周りにはどれだけ悲しい思いをする人がいるか、どんな思いでいまを生きておられるのか、大人たちがきちんと聞いて、それを子供たちに一生懸命伝えていくことはとても大切なことだと思います。

だからこそ、受刑者や少年院入所者にも、被害者のことをきちんと伝えていかなければいけない、との信念で、頑張っておられる方がいます。

こんなことは、そう簡単にできることはありません。

そんなこと、できるような心境になれない、それも真実だし、それをありとあらゆる被害者がみんなでしなければいけないと言うのであればそれはおかしなことですよ。

いろんな意味で、いろんな出会いを与えられたことに、私は、ただ感謝しよう、と思うだけです。

(平成 16 年 10 月記)

2004年5月に長崎県議会に被害者支援の必要性を訴える陳情をし、その結果、長崎県議会により被害者支援施策の充実強化を求める意見書が、2004年6月22日に全会一致で採択されました。全国犯罪被害者の会(あすの会)からも、お礼の言葉を頂いております。

犯罪被害者の救済と被害回復制度の拡充に関する意見書

本県の凶悪犯罪の事例を始めとして、我が国では、年々犯罪被害が増加し、その内容も凶悪化と低年齢化の一途をたどっている。こうした中、犯罪被害者やその家族は、大きな痛手を受けながら、社会から好奇と偏見の目にさらされ、正当な援助を十分受けることなく、精神的、経済的苦痛を強いられてきた。

平成12年に犯罪被害者保護二法が制定されたことにより、犯罪被害者にも意見陳述の機会や公判記録の一部の閲覧が認められるようになったが、刑事司法は被害者のためにあるのではないという誤った考え方の下、依然として、刑事手続上の当事者としての地位を認められず、加害者が被害者を誹謗中傷しても、それに対して自ら当事者として真相を解明するための訴訟行為をする資格は与えられていない。

また、犯罪被害者が損害賠償請求をする際、刑事訴訟と民事訴訟を併合して審理する制度は、昭和24年に廃止されて久しく復活されることもないままであり、別途に損害賠償請求訴訟を提起せざるを得ない立場に置かれているが、これも、被害者に対して無用にして多大の負担を強いている。

このような現状は、加害者に対して保障された各種の人権やそのための行政的な各種の施策と比較して、著しく公平を欠いたものである。

さらに、現行破産法においては故意または重大な過失による犯罪行為により人の生命または身体を害する結果があっても、容易に免責を受けられることとされており、このような現状は早期に改められなければならない。

よって、長崎県議会は、国に対し、犯罪被害者の救済と被害回復制度の拡充のため、次の事項を早急に実現するよう要請する。

- 1 犯罪被害者が刑事手続に参加できる法制度を創設すること
- 2 犯罪被害者が刑事手続に付帯して民事上の損害賠償請求を求めることのできる付帯私訴の制度を確立すること
- 3 故意または重大な過失による犯罪行為により、人の生命または身体を害する結果を生じた場合等における不法行為に基づく債務について、破産による免責がされないよう法整備をはかること
- 4 その他、犯罪被害者に対する十分な支援施策があまねく我が国全体に行き渡るよう所要の法整備に勤めること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

長崎被害者支援センターのホームページができました！

<http://www.nagasaki-vs.jp>

長崎被害者支援センターの活動内容、ニュースレターなど、様々な情報が満載です。
是非一度、ご覧下さい。

賛助会員募集

長崎被害者支援センターの活動を支えてくださる賛助会員を募集しています。

私たちの活動は、賛助会員の会費や寄付金で成り立っています。相談員はボランティアとして活動していますが、相談員の養成・研修・広報啓発活動・事務局の運営などに経費を必要とします。ご賛同いただける新規会員の入会またはご寄付をお待ちしています。

皆様のご支援・ご協力をよろしくお願いいたします。

◎賛助会員（年会費）	個人	1口	1000円以上
	団体	5口	5000円以上

◎振込口座（郵便振替）

口座番号 01730-8-102986
加入者名 長崎被害者支援センター



特定非営利活動法人長崎被害者支援センター

〒850-8691

長崎中央郵便局 私書箱1号

TEL:095-820-4977 FAX:095-820-4977

Mail:mail@nagasaki-vs.jp